

申告期限・納付期限を

令和3年

4月15日(木)まで延長

〔対象税目〕

申告所得税（及び復興特別所得税）・贈与税・個人事業者の消費税

令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。

会場での申告相談をご希望の方は、**申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めのご来場**をお願いします。

申告や相談に当たっては、ご自宅等からも**e-Taxや電話相談・チャットボット**をご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご活用ください。

申告の時期によっては、市区町村による個人住民税の税額通知や課税（所得）証明書の発行時期が遅れる場合がありますので、e-Taxなどもご活用いただき、可能な範囲でお早めの申告をご検討ください。

3月16日以降の確定申告会場については、追ってお知らせします。

税務署